

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-1
許認可等の種類	死体等埋却地を発掘する場合の許可			
根拠法令条例等・条項	家畜伝染病予防法第24条(昭和26年5月31日、法律第166号)			
許認可等の概要	法第21条第1項又は第23条第1項若しくは第3項の規定により家畜の死体等を埋却した土地は、症例で定める期間内は掘ってはならないことになっているが、知事の許可を受けた場合は例外扱いとなる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】家畜伝染病予防法第24条 発掘時の防疫措置の実施により家畜伝染病の病原体が散逸するおそれがないと判断されること。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日以内			
期間の制定根拠	国の指針			